

魚沼民商だより

2018年 8月 27日

第2115号

発行 新潟県魚沼市板木
電話 025(792)3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

建設業許可申請者向けの 集いを開きます



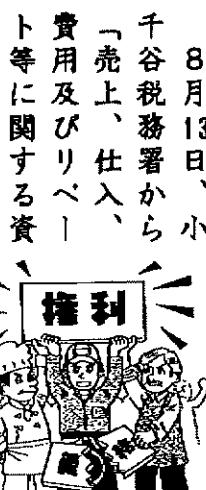
私たち民商は、第51回総会で「国家権力による2014年2月の倉敷民商弾圧事件のような税理士法の悪用や拡大解釈を許さない」とから、自主計算・自主申告の要求運動を正しく発展させることが必要です」と、建設業許可申請者も同様な方針を打ち出しました。

その最初の集いを左記の日程で開きます。建設業者の会員のみなさん、お待ちしています。

【六日町会場】

日時 8月26日(日) 午前10時
会場 魚沼民商事務所

小千谷税務署から資料せん提出のお願いがきた



8月13日、小千谷税務署から「売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料の提出方の依頼について(B-1付け)」の資料せん提出依頼がきていました。その資料せんの中身は、今年1

6月迄の仕入、交際接待費、不動産の賃借料の内訳(取引先・取引金額)でした。

この税務署長の名前が記載されていない文面を見ますと「この依頼は、皆様のご理解とご協力により任意の提出をお願いするものです。なお、この提出のお願いに関する責任者は、表記の税務署長です」となっています。

さて資料せん提出のお願いですが、税務署の法定外文書であり、法律でも行政手続法第32条(行政指導の内容があくまで相手方の任意の協力によってのみ実現される)と示され、あくまでもお願いでしかありません。

この日、事業継承者の若手夫婦も参加しましたので、仕事・子育て等の話しが気軽にでき、若手の気持ちを知るには絶好の機会となりました。最後はちびっ子たちとの花火大会で会を締めくくりました。

塩沢・BBQ暑気払い

7月31日・夕6時30分、ロッヂアルプスさんの自宅駐車場にて、塩沢支部BBQ暑気払いを行いました。娘やかなちびっ子たちも入り、総勢14人の参加でした。

参加者のみなさんから、率先して営業で使っている道具から、自らの烟で採れたての野菜と手造りの食材から、そして飲み物からと、すべて自前で準備致しました。さすが本業(旅館)とあって、肉・野菜・魚介類はとても美味しかったです。

この日、事業継承者の若手夫婦も参加しましたので、仕事・子育て等の話しが気軽にでき、若手の気持ちを知るには絶好の機会となりました。最後はちびっ子たちとの花火大会で会を締めくくりました。

りました。最後はちびっ子たちとの花火大会で会を締めくくりました。

いに話題にして「きみしゃう」。

亡国の安倍さん 水道法改正案、衆院通過

お盆前、商工新聞読者の整体師の方との間で、先の国会(7月22日閉会)にて、水道民営化法案が衆院通過したことについて話しが弾みました。



この当時はサッカーワカップのほかに、西日本豪雨災害、オウム真理教の死刑囚らの死刑執行などの大きなニュースが立て続けにつたため、ほとんどのメディアではクローズアップされることもありませんでした。

法案の趣旨は、「人口減少で水のものの重要が減っているなか、水道施設が老朽化しているのに修理保全する人材も財政基盤も脆弱になりつつあるため、それらを強化しよう」という内容です。

ここで問題なのは、「官民連携の推進」とうたわれており、民間事業者が経営主体になるということです。そうなれば水道料金がかなりつり上げられることが目に見えています。

対話では「国民の命にかかる水道を民間企業に差し出すなんてどんなもない」「安倍さんはどこで亡國だよなあ」など話しがされ、「一刻も早く安堵政権を終止符を打たなければ」と、国政選挙の話しへと広がりました。

さてこの悪法は、秋の臨時国会で再び審議される見通しです。

さて資料せん提出のお願いですが、税務署の法定外文書であり、法律でも行政手続法第32条(行政指導の内容があくまで相手方の任意の協力によってのみ実現される)と示され、あくまでもお願いでしかありません。

このことは集まりのなかで、大

法律相談のお知らせ

日 時 9月 11日(火)
午後1時より

会 場 民商事務所
弁護士 大澤 理尋 先生
(新潟中央法律事務所)

相談料 3,000円

*事前の予約制です。早めに事務所までご連絡ください。